

組 合 公 報

令 和 5 年 2 月 2 2 日

富 山 市 下 野 9 9 5 番 地 の 3

富 山 県 市 町 村 職 員 共 済 組 合

電話076（431）8031

目 次

公告第 16 号	令和 4 年度第 1 次変更事業計画及び予算について	2
公告第 17 号	令和 5 年度事業計画及び予算について	3
公告第 18 号	富山県市町村職員共済組合定款の一部変更について	4

○ 公告第 16 号

令和 4 年度第 1 次変更事業計画及び予算について

富山県市町村職員共済組合の令和 4 年度第 1 次変更事業計画及び予算については、令和 5 年 2 月 1 7 日開催の第 1 6 8 回組合会において原案のとおり議決されたので、富山県市町村職員共済組合定款第 4 6 条の規定に基づき、その要旨を別冊のとおり公告する。

令和 5 年 2 月 2 2 日

富山県市町村職員共済組合

理事長 角 田 悠 紀

○ 公告第 17 号

令和 5 年度事業計画及び予算について

富山県市町村職員共済組合の令和 5 年度事業計画及び予算については、令和 5 年 2 月 17 日開催の第 168 回組合会において原案のとおり議決されたので、富山県市町村職員共済組合定款第 46 条の規定に基づき、その要旨を別冊のとおり公告する。

令和 5 年 2 月 22 日

富山県市町村職員共済組合

理事長 角 田 悠 紀

○ 公告第 18 号

富山県市町村職員共済組合定款の一部変更について

富山県市町村職員共済組合定款の一部変更については、令和5年2月17日開催の第168回組合会において原案のとおり議決されたので、地方公務員等共済組合法第5条第9項の規定に基づき、別紙のとおり公告する。

令和5年2月22日

富山県市町村職員共済組合

理事長 角 田 悠 紀

富山県市町村職員共済組合定款の一部変更について

富山県市町村職員共済組合定款（昭和 37 年定款第 1 号）の一部を次のように変更する。

第 43 条第 1 項の表中「1,000 分の 2.35」を「1,000 分の 2.8」に改める。

第 45 条中「令和 4 年度」を「令和 5 年度」に、「2,175 円」を「1,665 円」に改める。

附 則

この変更は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

富山県市町村職員共済組合定款の一部変更 新旧対照表

(傍線部分は、変更を示す)

変 更 前	変 更 後	備 考																																																																																																																						
第1条 ～ 第42条 (略) (掛金及び負担金の額) 第43条 組合の短期給付及び福祉事業に要する費用としての掛金及び負担金の額は、組合員の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額にそれぞれ次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。 <table><tr><th rowspan="3">組合員の種別</th><th colspan="3">標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合</th><th colspan="3">標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金との割合</th></tr><tr><th colspan="2">短期給付</th><th rowspan="2">福祉事業</th><th colspan="2">短期給付</th><th rowspan="2">福祉事業</th></tr><tr><th>短期分</th><th>介護分</th><th>短期分</th><th>介護分</th></tr><tr><td>一般組合員</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td></tr><tr><td>市町村長組合員</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td></tr><tr><td>特定消防組合員</td><td>40.88</td><td>8.9</td><td>1.7</td><td>40.88</td><td>8.9</td><td>1.7</td></tr><tr><td>長期組合員</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td></tr><tr><td>市町村長長期組合員</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td></tr><tr><td></td><td>2.35</td><td>2.35</td><td>2.35</td><td>2.8</td><td>2.8</td><td>2.8</td></tr></table> 2 (略) 第43条の2、第44条 (略) (資金の繰入れ) 第45条 令和4年度における地方公務員等共済組合法施行規程(昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号)第7条第1項の規定により定款で定める金額は、<u>2,175円</u>とする。 第46条 ～ 第50条 (略)	組合員の種別	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合			標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金との割合			短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業	短期分	介護分	短期分	介護分	一般組合員	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	市町村長組合員	の	の	の	の	の	の	特定消防組合員	40.88	8.9	1.7	40.88	8.9	1.7	長期組合員	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	市町村長長期組合員	の	の	の	の	の	の		2.35	2.35	2.35	2.8	2.8	2.8	第1条 ～ 第42条 (略) (掛金及び負担金の額) 第43条 組合の短期給付及び福祉事業に要する費用としての掛金及び負担金の額は、組合員の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額にそれぞれ次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。 <table><tr><th rowspan="3">組合員の種別</th><th colspan="3">標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合</th><th colspan="3">標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金との割合</th></tr><tr><th colspan="2">短期給付</th><th rowspan="2">福祉事業</th><th colspan="2">短期給付</th><th rowspan="2">福祉事業</th></tr><tr><th>短期分</th><th>介護分</th><th>短期分</th><th>介護分</th></tr><tr><td>一般組合員</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td></tr><tr><td>市町村長組合員</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td></tr><tr><td>特定消防組合員</td><td>40.88</td><td>8.9</td><td>1.7</td><td>40.88</td><td>8.9</td><td>1.7</td></tr><tr><td>長期組合員</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td></tr><tr><td>市町村長長期組合員</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td></tr><tr><td></td><td>2.35</td><td>2.35</td><td>2.35</td><td>2.8</td><td>2.8</td><td>2.8</td></tr></table> 2 (略) 第43条の2、第44条 (略) (資金の繰入れ) 第45条 令和5年度における地方公務員等共済組合法施行規程(昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号)第7条第1項の規定により定款で定める金額は、<u>1,665円</u>とする。 第46条 ～ 第50条 (略)	組合員の種別	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合			標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金との割合			短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業	短期分	介護分	短期分	介護分	一般組合員	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	市町村長組合員	の	の	の	の	の	の	特定消防組合員	40.88	8.9	1.7	40.88	8.9	1.7	長期組合員	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	市町村長長期組合員	の	の	の	の	の	の		2.35	2.35	2.35	2.8	2.8	2.8	育児・介護休業手当金に係る拠出金率が4.7%から5.6%へ引き上げられたため、75歳以上の長期組合員等の育児・介護休業手当金に係る掛金・負担金率を引き上げるもの。 (各々+0.45) 令和5年度における短期経理から業務経理へ繰り入れる組合員一人当たりの事務費単価を引き下げるもの。 (△510円) ※事務費単価は、引き下げるが、対象となる組合員は、短期組合員分増加するため
組合員の種別		標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合			標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金との割合																																																																																																																			
		短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業																																																																																																																	
	短期分	介護分	短期分		介護分																																																																																																																			
一般組合員	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分																																																																																																																		
市町村長組合員	の	の	の	の	の	の																																																																																																																		
特定消防組合員	40.88	8.9	1.7	40.88	8.9	1.7																																																																																																																		
長期組合員	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分																																																																																																																		
市町村長長期組合員	の	の	の	の	の	の																																																																																																																		
	2.35	2.35	2.35	2.8	2.8	2.8																																																																																																																		
組合員の種別	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合			標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金との割合																																																																																																																				
	短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業																																																																																																																		
	短期分	介護分		短期分	介護分																																																																																																																			
一般組合員	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分																																																																																																																		
市町村長組合員	の	の	の	の	の	の																																																																																																																		
特定消防組合員	40.88	8.9	1.7	40.88	8.9	1.7																																																																																																																		
長期組合員	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分																																																																																																																		
市町村長長期組合員	の	の	の	の	の	の																																																																																																																		
	2.35	2.35	2.35	2.8	2.8	2.8																																																																																																																		

理 由 書

育児及び介護休業手当金に係る共同事業の拠出金率が引き上げられることに伴い、本組合における長期組合員等の育児及び介護休業手当金に関する掛金・負担金率を引き上げる必要があること。

本組合の業務経理における短期給付事業費用を賄うため、令和5年度の短期経理から業務経理へ繰り入れる組合員一人当たり事務費単価を引き下げる必要があること。

以上の理由から定款の一部を変更するもの。

定款の一部変更要綱

項 目	説 明
1 変更の目的	(1) 本組合が組合員等に行う育児及び介護休業手当金の給付に関しては、円滑な業務運営を行うため、全国市町村職員共済組合連合会において共同事業で実施しており、共同事業に要する費用に係る拠出金率が、令和5年度から現行 4.7% から 5.6%に引き上げられるため、長期組合員及び市町村長長期組合員における育児及び介護休業手当金に係る掛金・負担金率を引き上げるもの。 (2) 本組合の業務経理における短期給付事業費用を賄うため、令和5年度の短期経理から業務経理へ繰り入れる組合員一人当たり事務費単価を引き下げるもの。
2 内 容	(1) 長期組合員等（後期高齢者医療制度の被保険者である組合員）に対する育児及び介護休業手当金に係る掛金・負担金率の引上げ（定款第 43 条関係） ① 掛 金 率 … 現行：2.35% → 変更後：2.8%（+0.45） ② 負担金率 … 現行：2.35% → 変更後：2.8%（+0.45） (2) 令和5年度における短期経理から業務経理へ繰り入れる事務費単価の引下げ（定款第 45 条関係） 毎年度、国が示す事務費単価の上限に基づき、本組合が、地方公務員等共済組合法施行規程第 7 条第 1 項の規定により定款で定めることとされている短期経理から業務経理へ繰り入れる組合員一人当たり事務費単価を次のとおり引き下げる ・ 現行：2,175円 ⇒ 変更後：1,665円（△510円） ※ 事務費単価は下がるが、対象となる組合員に短期組合員分が増加するため、収入総額はほぼ前年度並み。（短期組合員への組合員証交付やオンライン資格確認登録体制強化費用を含む）
3 施行 期 日	令和5年4月1日